# 世の中を変える1票を!

私たちの未来のために、私たちの1票を投票しましょう。 7時から20時まで(大島・別子地区は7時から18時まで)になっています。 参議院議員通常選挙が7月10 日日に実施されます。 投票時間は

# ▼新居浜市で投票ができる人

のいずれかに該当する人 次の①~③に該当し、 7· •

①日本国民であること

②投票日現在において年齢満18歳 生まれた人)であること 以上(平成16年7月11日以前に

③公民権を停止されていない人

⑦新居浜市に住民票を作成した 日以降、 住民基本台帳に記録されてい 引き続き3カ月以上

②新居浜市に住民票を作成した だ登録されていない人 た人で、 日以降、 かつ転出先の選挙人名簿にま 住民基本台帳に記録されて 4カ月が経過しておらず、 他の市町村に転出後 引き続き3カ月以上

## ▼期日前投票のご案内

①市役所1階ロビー 6月23日休~7月9日出

時30分~20時

②別子山支所

7月2日出~7月8日金

8時30分~18時

③新居浜高専(図書館棟1階談話室 7月9日出 8時30分~17時

7月6日水 · 7日休 15時~18時

## 仕事などで他の市区町村に滞在 している場合

ださい。 投票用紙が投票日当日に新居浜 ます。ただし、滞在先で投票した 票用紙を請求し、滞在先の選挙管 すので、早めに投票を済ませてく 理委員会で投票することができ 市に到着している必要がありま 新居浜市選挙管理委員会に投

からもダウンロードできます。 にあるほか、選挙管理委員会HP は各市区町村の選挙管理委員会 投票用紙等請求書兼宣誓書

認の上、投票所へ持参してくださ

で郵送します。自分の入場券を確

人につき1枚を世帯ごとに封筒

公示日(6月22日州)以降、

1

▼投票所入場券について

員にお伝えください。

行できますので、当日投票所で職 い。紛失した場合は投票所で再発

## 法上による「要介護5」の人で、 定の障がいがある人、介護保険

郵便等による不在者投票の場合

身体障害者手帳などを持ち一 自宅などで投票して郵送す なお、**フ**月

票ができます。詳しくは選挙管理

委員会事務局にお問い合わせく

受けている病院などに入院・入所

▼不在者投票のご案内

病院などに入院・入所中の場合

県選挙管理委員会から指定を

中の場合は、その施設で不在者投

### 手帳などの種類 障がいの種類など 障がいの程度 両下肢・体幹・移動機能の障がい 1級・2級 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 身体障害者手帳 1級・3級 直腸・小腸の障がい 免疫・肝臓の障がい 1級~3級 両下肢・体幹の障がい 特別項症~第2項症 戦傷病者手帳 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 特別項症~第3項症 直腸・小腸・肝臓の障がい

### 人は、 要件は次のとおりです。 6日 州までに手続きが必要です。 代理制度もあります。 必要ですが、障がいの程度により る不在者投票ができます。自書が 自分で投票の意思表示ができる

## 65歳以上の皆さん 納めて安心

介護福祉課

突入しています。 本市の高齢化率は32・5% 社会全体で支えあう制度です。 介護保険は住み慣れた地域で安心して暮らしていくた (令和4年3月末現在) となり、 超高齢社会

## 介護保険料の財源

が納めている介護保険料と公費 (国・県・市) を財源として運 介護保険は、40歳以上の皆さん 介護保険制度を支え 期 限 る 営 内

の納 ビスが受けられるよう、 る大切な財源です。安心してサー 保険料は、 されています。皆さんが納め 付をお願いします。

本市の将来の高齢化率(推計) (%)36 35.3 33 32.8 32.7 32.4 30 R4 R6 R8 R22

号被保険者になると、介護保険65歳になり、介護保険の第1 料を市へ納めるようになります。 年度の介護保険料の決定 ·納入通 知書は7月中

第2号 被保険者 の保険料

65 歳以上

40~64歳

通知書

旬

に送付します。

令

和 4

国負担金 25%

12.5

市負担金

12.5%

介護保険の 財源

65 歳以上の人	()	第1	号被保険者)の介護保険料(令和3~	,5年度)
保険料段階 (保険料率)			対象者	保険料 年額(円)
第1段階 (基準額×0.3)	本人が市町村民税非課税	世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または <u>合計所得金額</u> <sup>*</sup> と課税年金収入額の合計額が80万円以下	22,600
第2段階 (基準額× 0.5)			合計所得金額と課税年金収入額の合計額 が80万円超かつ120万円以下	37,800
第3段階 (基準額× 0.7)			上記2段階以外	52,900
第4段階 (基準額× 0.85)		世帯課税	世帯内には市町村民税課税者がいるが本 人は市町村民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200
第5段階 基準額			上記第4段階以外	75,600
第6段階 (基準額×1.20)		本人がも打寸民兑果兑	合計所得金額が 120 万円未満	90,700
第7段階 (基準額×1.25)	   		合計所得金額が 120 万円以上かつ 210 万 円未満	94,500
第8段階 (基準額×1.50)	カ 〒 田		合計所得金額が 210 万円以上かつ 320 万 円未満	113,400
第9段階 (基準額× 1.70)	木匠		合計所得金額が 320 万円以上かつ 360 万 円未満	128,500
第 10 段階 (基準額× 1.80)	看	果 兑	合計所得金額が 360 万円以上かつ 500 万 円未満	136,000
第 11 段階 (基準額× 1.85)			合計所得金額が 500 万円以上	139,800

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額 のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。



旬

ネジャーや施設職員などに提

**示してください。** 

割合証は、 間が終了します。 に郵送しますので、ケアマ新しい負担割合証を7月中 現 在お持ちの介護保険負担 7月31日で適用期

## •負担割合証 (黄色)

の更新

## 銅婚の里 新居浜 「銅婚ウイーク」

しています。 を誇った新居浜市では銅にゆかりがある土地として「銅婚の里」を目指 婚7年目は「銅婚式」と呼ばれています。 結婚記念日としては 「金婚式」や「銀婚式」が有名ですが、 かつて世界有数の銅の産出量 実は、

ぶりに市民一斉清掃が実施されます。

「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」をスローガンに3年

廃棄物対策課

65 1252

新居浜市環境美化推進協議会を中

第36回市民一斉清掃を行います!

心とした、ごみのない美しいまちづくりにご協力をお願いします。



### ▼日程

7月3日(日) 10 日 (日)

あかがねミュージアム

## ▼問い合わせ先

あかがねミュージアム



ミュージアムにお越しいただき、

を開催します。ぜひ、あかがね 象としたイベントー銅婚ウイーク」

今年銅婚式を迎えるご夫婦を対

銅婚式の思い出をつくってくださ

い。条件を満たしたご夫婦には、



twitter

t W i t t e r O フォローはこちら



※ 部、

事前予約が必要なワーク

ショップがあります。

レゼント

(先着100組)。

かがねポイント5千ポイントをプ 銅婚式のお祝いに銅板記念品とあ

▼日程など

7 月 31 日 (日)

午前6時から8

お子さんも一緒に楽しめます 平成27年に結婚されたご夫婦

\_\_\_\_\_ ごみ減量キャラクタ ごみゼロ侍

銅婚の里

## ▼清掃場所など

※清掃用具は、各自治会・団体で 共の場所に散乱したごみを回収 事務局(廃棄物対策課)で用意 河川、海岸、道路、公園など公 します。 用意してください。ごみ袋は、

う。 十分行いながら実施しましょ 距離を保つなど、 清掃活動中は、 感染対策を 人と人との

とし、開始及び終了については

時まで(活動時間は1時間以内

日程の範囲内で各団体で設定し

※雨天の場合は、8月7日间に延

期します(防災無線やtwit

terでお知らせします)。

てください)。

を使用し、ごみ袋の表示に従 ア専用ごみ袋(燃やすごみ、 不燃ごみ、びん・缶の3種類 ごみは、配布するボランティ 分別してください。

さい。 搬入できません。特に剪定く 事業系ごみは、市民一斉清掃 ずが多く搬入されていますの のごみとして清掃センターへ で搬入しないようご注意くだ 土砂、剪定くず、 家庭ごみ、

のは、 分場 (菊本町) 清掃センターに搬入できる 11時までです。 は休業日です。 最終処

# 国保課からのお知らせ

### 国保課 **23** 65 65 1 2 3 0 1 1 7 0 (後期高齢者医療 (国民健康保険)



### 証)を更新します! ▼国民健康保険被保険者証 ( 保 険

1日付けで更新します。 新しい保険証(緑色)は、 国民健康保険の保険証を8月 7 月

8月以降は新しい保険証を提示 中に簡易書留で郵送しますので、 してください。

※有効期限切れの古い保険証 返却してください。 色) は、 国保課または各支所へ 細かく切って処分す (水



国保課 山本

## 用認定証」の更新手続きについて ▼入院時などに必要な「限度額適

持って更新の手続きをお願いし 変混雑いたしますので、余裕を さい。なお、8月初めは窓口が大 国保課⑨番窓口までお越しくだ 8月以降の認定証が必要な人は、 入している人の「限度額適用認定 74歳以下で国民健康保険に加 は、 毎年8月に更新します。

【受付開始】 7月11日(月)

※更新手続きが8月中であれば、 から有効となります。 交付される認定証は8月1日

## 【申請に必要なもの】

- 世帯主および認定証が必要な人 認定証が必要な人の被保険者証
- のマイナンバー(個人番号)が ドなど) わかるもの(マイナンバーカー
- ※別世帯の人が来庁し申請する 来庁者の本人確認ができるもの すので、 場合は、委任状が必要となりま 許証など) (マイナンバーカード、 その際は国保課までお 運転免

問い合わせください。

### オレンジ色の封筒が 届きます



国保課

### 険証)を更新します! ▼後期高齢者医療被保険者証 保

7月31日までの保険証 の2枚が交付されます。 月30日までの保険証(水色)」と 和4年8月1日から令和4年9 一令和4年10月1日から令和5年 令和4年度は、有効期限が (薄緑色)」 令

留にて郵送します。 中にオレンジ色の封筒の簡易書 担割合は1割または3割で、 9月までの保険証 (水色) 7 月 0) 負

絡ください。 9月中に郵送します。 に保険証が届かない場合は、 は1割・2割・3割のいずれかで、 10月からの保険証の負担割 更新の前月 合

## 料の決定について ▼令和4年度後期高齢者医療保険

同封のパンフレットをご覧くだ ての詳しい内容は被保険者証に 知書を郵送します。保険料につい 令和4年度の保険料額 決定通

### (納付方法)

②口座振替または納付書による ①年金から天引き(特別徴収) たは②のどちらかになります。 保険料の納付方法は次の① 金融機関やコンビニでの納付 (普通徴収 ま

※前年度と納付方法が変更になっ ている人もいますので、 を必ずご確認ください。 通知書

### 保険料 限度額 **(年額)** 66 万円 ※ 10 円未満切り捨て

均等割額 49,140 円

※世帯の所得に応じて軽減措置あり

### 所得割額

(総所得金額等 -43 万円 [ 基礎控除額 ]) ×所得割率 9.09%

## 料の減免措置があります 響により収入が減少した人へ保険 ▼新型コロナウイルス感染症の影

られます。 を満たしている世帯については、 上減少する見込みで、 較して令和4年の収入が3割以 影響により令和3年の収入と比 ·請により保険料の減免が受け 新型コロナウイルス感染症 その他条件 0)

ては、 は県高齢者医療広域連合のホー 者医療保険に加入されている人 国保課ホームページを、 ムページをご覧ください。 詳しい条件や申請方法につい 国保に加入されている人は 後期高齢



県高齢者医療 広域連合 HP

## 健康診査について ▼令和4年度後期高齢者歯科口腔

会にぜひ無料で受診できる歯科 しい会話はもちろんのこと、 口腔健康診査をご利用ください。 の健康にもつながります。 お口の健康はおいしい食事、 この機 全身

### 【対象者】

愛媛県後期高齢者医療保険の

愛媛県後期高齢者医療広域連合 から7歳で一定の障がいがあり、 被保険者 に認められた人) (75歳以上、または65

、権の窓(7月1日は人権のつどい日)

### 健診項目

入れ歯のかみ合わせ・かむ力の確 問診、 口の中の健康診査、 歯の状態 (現在ある歯 保健指導

## (申込方法)

歯科医院へ予約を取ってください。 話などで一覧に掲載されている 覧などが届きますので、事前に電 に電話で申し込みください。 愛媛県後期高齢者医療広域連 クーポン券や登録歯科医院

### 受診期限

令和5年2月28日火まで

## (注意事項)

は有料となります。 その後に治療行為が行われる場合 できるのは、 歯科口腔健康診査は無料ですが 無料で歯科口腔健康診査を受診 1年度内に1回です。



# 申し込み・問い合わせ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合 **3**089 - 911 - 7739 ⋈ info@ehime-kouiki.jp

> 気軽に参加してください。 誰でも自由に参加できます。 事前の申し込みなども必要ありません。 ぜ ひ、 人権教育課 65 1 1 2 4 3

瀬戸会館 (瀬戸町7番30号)

19時30分~ 2<sub>1</sub>時

50人(先着順

※マスクを着用し、 参加してくだ

真鍋智明 (泉川公民館

### 内容

「大好き泉川の日」を通して 「泉川校区花いっぱい運動」 B

れる人権についての話をします。 ると思う」など地域活動から育ま 活動を通して人権感覚が養われ とも多く、自己肯定感が高揚し、 中で、子どもたちが認められるこ た経験から「大人たちと触れ合う 長年の地域活動に携わってき

## て一緒に考えてみませんか。 地域活動と人権につ



### 「泉川校区花いっぱい運動」や 「大好き泉川の日」の活動の様子

## 愛顔を守ろう

STOP! コロナ差別

傷は絶対にやめましょう! 族などへの差別、 感染者や医療従事者とその 偏見、 誹 膀中 家